

(3) 自主行動基準の位置付け

論点 1 1 自主行動基準には、

- 1) 包括的なルールたる「公正な取引」が規定された場合、それを具体化したものとして、これを遵守していれば責任を問われないセーフハーバー規定（安全港規定）としての役割、
 - 2) 法律を具体化・明確化或いはそれを上回る機能を有し、法令を補完する役割、
- の2つが考えられるのではないか。

論点 1 2

- 1) 事業者団体によって策定・運用される自主行動基準からの逸脱行為は他の法令とのリンクにより、**不公正な取引**とみなすべきではないか。
- 2) トラブルの多いこと等一定の要件の下、自主行動基準により直接的な**法的拘束力**を付けることも検討すべきではないか。
- 3) 一方、個別企業が策定した自主行動基準から逸脱した行為については、消費者を**有利誤認させる場合等**に限って法令違反とすることが考えられるのではないか。

(参考 14) 自主行動基準に関する法令上の規定例

英国公正取引法改正法（事業法案）

第 8 条（優良な消費者取引慣行の促進）

- (1) 公正取引庁は、連合王国内の消費者の経済的利益に影響を与える可能性のある活動における良好な取引慣行を促進する職務を有する。
- (2) そのような職責を実行するために、公正取引庁は消費者規範（consumer codes）の承認に関する手続を定めるとともに、その手続に従って同規範の承認、又はその撤回を与えることができる。

（略）

- (6) 消費者規範とは、消費者の利益を保護あるいは促進すること、消費者に商品又は役務を供給する関係者の行動（もしくは、その従業員や代表者の行動）を規制することを目的とする取引実務規範（あるいは同種の取決め）を意味する。

オーストラリア連邦取引慣行法

第 51AD 条 企業は、取引およびマーケティングにおいて、適用される業界行動規範に違反してはならない。

(参考 15) 公正競争規約について

1 公正競争規約の意義

(1) 公正競争規約とは

公正競争規約とは、景品表示法第 10 条の規定に基づいて、事業者又は事業者団体が、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会の認定を受け、不当な顧客誘引を防止し、公正な競争を確保するために自主的に設定する業界のルールをいう。

(2) 公正競争規約制度導入の理由

不当な表示等は、企業の販売活動と密接に結びついている行為であるだけに、社会には数多く存在し、このような行為を公正取引委員会及び都道府県・政令指定都市だけで全て監視するということは不可能に近い。したがって、個々の事業者のみではなく、業界全体として自主的にかかる行為を行わないような制度を構築することが求められた。景品付き販売や表示については、業界全体として一定のルールができ、どの企業もそのルールで定められた範囲内で表示等を行えば、いずれの企業も過度な方法に走らなくなるため、業界における自主規制することが有効な防止策となると考えられ、同制度が導入された。

2 公正競争規約の効果

(1) 独禁法の適用除外

公正競争規約は、企業同士の自主規制であり、一種のカルテル的性格を持つことになる。しかし、独禁法の所管官庁である公正取引委員会が公正競争規約を認定していることから、規約に加入している事業者は、同規約に従っているかぎり独禁法の適用が除外される（景表法第 10 条第 5 項）。

(2) 景品表示法の排除命令の対象外

公正競争規約に基づいて表示を行っているのであれば、景品表示法の排除命令の対象となることはない。これも、公正競争規約が景品表示上認められている制度であることから、当然のことであると考えられている。

(3) 公正競争規約違反事業者に対する罰則等

公正競争規約に参加している事業者が、同規約に違反した場合、規約ごとに定められた罰則等が課されることとなる。罰則の内容は、規約ごとに異なるが、反則金のようなものを徴収することや、会員の脱退などを規定している。

なお、規約を遵守しない事業者に対して、公正取引委員会は、同行為が景品表示法に違反するか否かを調査した上で適切に対処することとなる。なお、規約に違反しても景品表示法に違反しない場合（景品表示法は、表示義務に関しては多くを規定していない。一方、公正競争規約は、業界ごとの表示義務についても多く規定しているため、このようなことがあり得る。）、公正取引委員会は規約違反事業者に対して何らかの措置を採ることはできない。

(4) アウトサイダーに対する効果

公正競争規約は、業界の自主基準であるため、アウトサイダーに対してまで効果は及ばない。しかし、公正競争規約における定義が社会的に認知されている場合、結果として不当表示として公正取引委員会が景品表示法上の措置を採ることは考えられる。

(4) 消費者保護基本法の性格と位置付け

論点13 消費者保護基本法は他の基本法と同様にプログラム規定であり、具体的な権利・義務関係、作用法の要素は持っていないものの、消費者行政の体系を示すとともに他の消費者関連法の基本としての役割を担ってきた。今後はどのような性格及び消費者政策上の位置付けを担うべきか。

(参考16) 基本法の性格について

- ・ 現在、「基本法」という題名がつけられている法律は22。
- ・ これらの法律は、教育，農業，公害等国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度，政策，対策に関する基本方針を明示したもの。したがって、特に前文を置いて、その制定の背景，決意，ねらい等を記述し、あるいは、第1条の目的規定において、施策の「基本を定める」旨を明らかにするのが通例。
- ・ また、これらの法律は、その規律の対象としている分野については、基本法として他の法律に優越する性格を持ち、他の法律がこれに誘導されるという関係に立っている。すなわち、包括的に施策を実施するために必要な法制上の措置を講ずるべき旨を定め、あるいは、個別的に原則を明らかにしつつその具体的内容を「別に定める」こととする等、規定の仕方に差はあっても、その一連の規定中で、このような他の法律との関連性が明らかにされている。
- ・ 反面、これらの法律は、災害対策基本法等の例外を除けば、直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定は設けられず、訓示規定とかいわゆるプログラム規定でその大半が構成されている。
- ・ 更に、これらの法律においては、その運用に当たっての重要性にかんがみ、通常の諮問機関とは異なる、基本的な施策の推進等の事務をつかさどる機関が設けられる例も多い。

(参照：ワークブック法制執務)

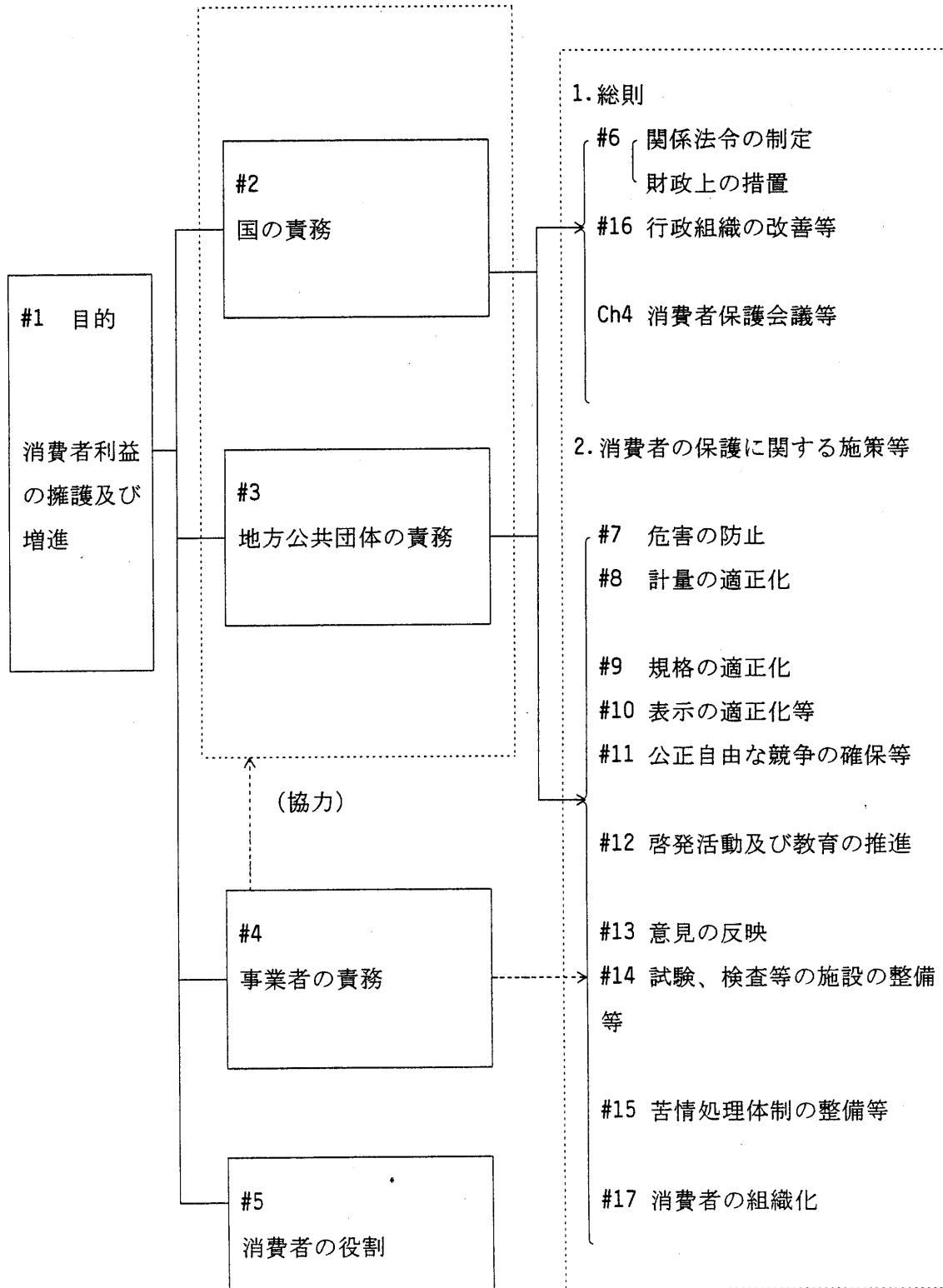
(参考 17)基本法一覧

	法令名	法令番号	種類	前文	基本理念(方針)	国の責務	地方公共団体の責務	事業者の責務	国民等の役割	法制上の措置	予算措置	罰則	損害賠償の適正化	基本計画	権利	特別の機関
1	文化芸術振興基本法	平成13年12月7日法律第148号	議員立法												文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。	
2	水産基本法	平成13年6月29日法律第89号	閣法											水産基本計画		
3	特殊法人等改革基本法	平成13年6月21日法律第58号	議員立法											特殊法人等整理合理化計画		特殊法人等改革推進本部
4	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	平成12年12月6日法律第144号	閣法													高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
5	循環型社会形成推進基本法	平成12年6月2日法律第110号	閣法													
6	食料・農業・農村基本法	平成11年7月16日法律第106号	閣法											食料・農業・農村基本計画		
7	男女共同参画社会基本法	平成11年6月23日法律第78号	閣法											男女共同参画基本計画		男女共同参画会議
8	ものづくり基盤技術振興基本法	平成11年3月19日法律第2号	議員立法											ものづくり基盤技術基本計画		
9	中央省庁等改革基本法	平成10年6月12日法律第103号	閣法													中央省庁等改革推進本部
10	科学技術基本法	平成7年11月15日法律第130号	議員立法											科学技術基本計画		
11	高齢社会対策基本法	平成7年11月15日法律第129号	議員立法											高齢社会対策大綱		高齢社会対策会議
12	環境基本法	平成5年11月19日法律第91号	閣法											環境基本計画		公害対策会議
13	土地基本法	平成元年12月22日法律第84号	閣法											土地利用基本計画		
14	交通安全対策基本法	昭和45年6月1日法律第110号	閣法											交通安全基本計画		
15	障害者基本法	昭和45年5月21日法律第84号	議員立法											障害者基本計画	すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。	
16	消費者保護基本法	昭和43年5月30日法律第78号	議員立法													消費者保護会議
17	森林・林業基本法	昭和39年7月9日法律第161号	閣法													
18	中小企業基本法	昭和38年7月20日法律第154号	閣法													
19	観光基本法	昭和38年6月20日法律第107号	議員立法													
20	災害対策基本法	昭和36年11月15日法律第223号	閣法											防災基本計画		中央防災会議、非常災害対策本部
21	原子力基本法	昭和30年12月19日法律第186号	議員立法													原子力委員会、原子力安全委員会
22	教育基本法	昭和22年3月31日法律第25号	閣法													

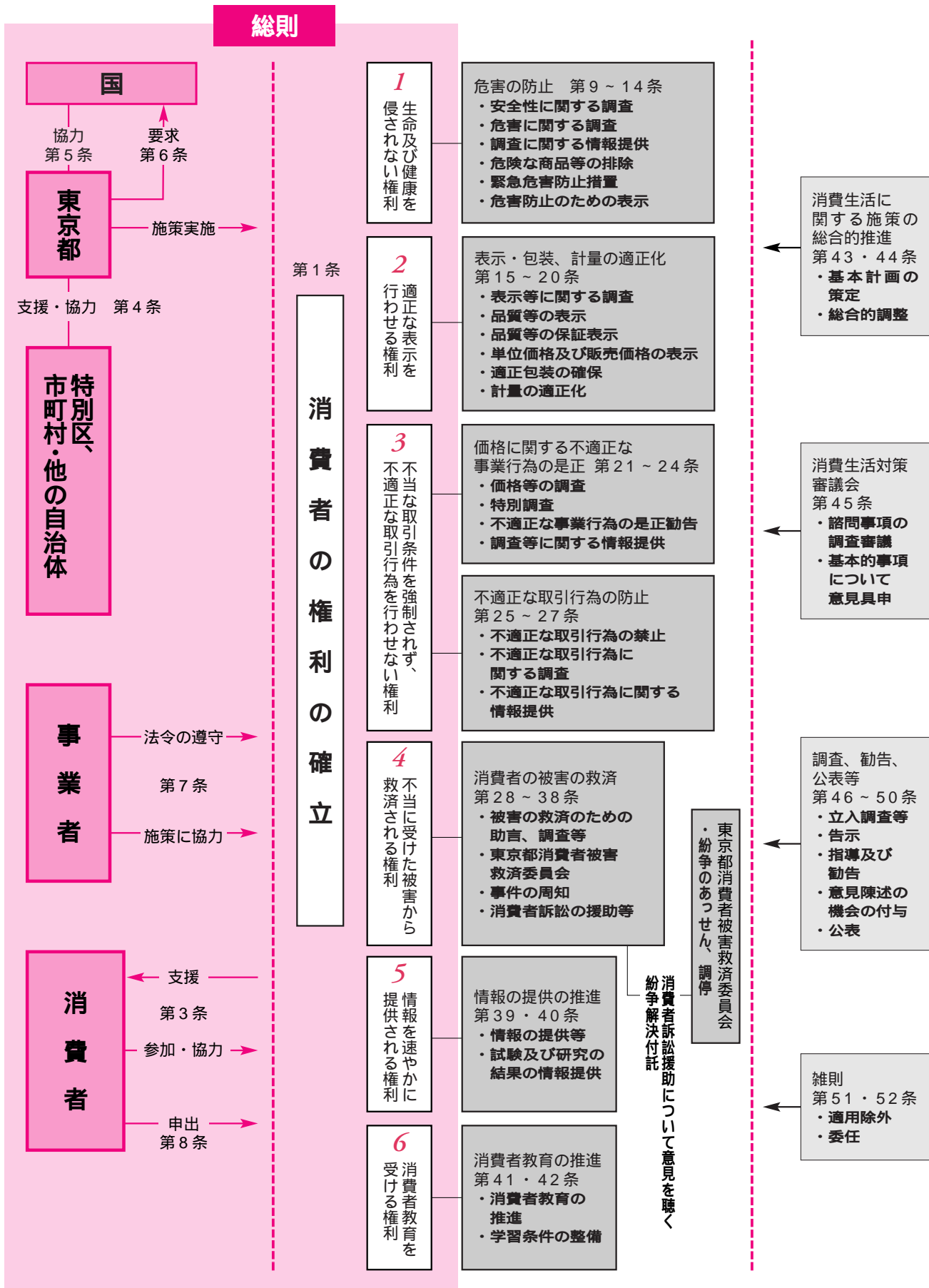
*分類については、明文で該当規定があるもののみを対象とした。

消費者保護基本法の概要

消費者の保護に関する総合的な施策



東京都消費生活条例の体系



(参考 19) 韓国「消費者保護法」の体系図

